

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の
臨時代理の報告について

川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」を「川崎市教育委員会」に、「非常勤職員」を「非常勤職員（川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）又は職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）の適用を受けていた職員で、定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者のうち、非常勤の職の職員として任用されているもの（以下「再雇用非常勤職員」という。）を含む。）」に改める。

第3条第1項中「事務局所管課（部に相当する室を含む。）」を「川崎市教育委員会事務局所管課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、顧問・参与の職、再雇用非常勤職員の職として指定する職（同職に再雇用非常勤職員以外の者を採用する場合は除く。）及び教育長が特に認めた職の場合は、この限りでない。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、更新回数が上限に達した非常勤職員について、第3条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用を妨げるものではない。

第5条第2項及び第3項を次のように改める。

2 顧問・参与の職については、教育長が特に必要であると認めたときは、前項前段の規定にかかわらず、任用期間を満了した非常勤職員の任用期間を更新することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、再雇用非常勤職員については、満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて更新することはできない。ただし、教育長が特に必要であると認めたときは、任用期間を満了した再雇用

非常勤職員の任用期間を更新することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の規則第3条の2及び第5条の規定は、同年4月1日以降を任用の期間とする任用から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の規則第3条第1項の規定により選考された非常勤職員については、改正後の規則第3条の2の規定による公募を行って選考されたものとみなす。

制 定 理 由

川崎市教育委員会に勤務する非常勤職員の選考に当たっては公募を行うこととすることを定めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則 昭和63年3月26日教委規則第3号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、<u>川崎市教育委員会</u>に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する<u>非常勤職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)又は職員の定年等に関する条例(昭和58年神奈川県条例第28号)の適用を受けていた職員で、定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者のうち、非常勤の職の職員として任用されているもの(以下「再雇用非常勤職員」という。))を含む。</u>の就業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条 略)</p> <p>(採用等)</p> <p>第3条 非常勤職員の採用は、非常勤職員を任用する<u>川崎市教育委員会事務局所管課</u>又は教育機関の長の推薦に基づき、教育長が選考する。</p> <p>2 教育長は、非常勤職員を採用する場合は、職名その他必要事項を明示しなければならない。</p> <p><u>第3条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、顧問・参与の職、再雇用非常勤職員の職として指定する職(同職に再雇用非常勤職員以外の者を採用する場合は除く。)及び教育長が特に認めた職の場合は、この限りでない。</u></p> <p>(任用期間)</p> <p>第4条 非常勤職員の任用期間については、当該非常勤職員の職務等を勘案して、1年を超えない範囲内で、教育長が別に定める。</p>	<p>○川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則 昭和63年3月26日教委規則第3号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、<u>教育委員会</u>に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する<u>非常勤職員</u>の就業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条 略)</p> <p>(採用等)</p> <p>第3条 非常勤職員の採用は、非常勤職員を任用する<u>事務局所管課(部に相当する室を含む。)</u>又は教育機関の長の推薦に基づき、教育長が選考する。</p> <p>2 教育長は、非常勤職員を採用する場合は、職名その他必要事項を明示しなければならない。</p> <p>(任用期間)</p> <p>第4条 非常勤職員の任用期間については、当該非常勤職員の職務等を勘案して、1年を超えない範囲内で、教育長が別に定める。</p>

改正後	改正前
<p>(任用の更新)</p> <p>第5条 教育長は、任用期間内の勤務成績が良好である非常勤職員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。<u>この場合において、更新回数が増加した非常勤職員について、第3条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用を妨げるものではない。</u></p> <p>2 顧問・参与の職については、教育長が特に必要であると認めるときは、<u>前項前段の規定にかかわらず、任用期間を満了した非常勤職員の任用期間を更新することができる。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、再雇用非常勤職員については、満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて更新することはできない。ただし、教育長が特に必要であると認めるときは、<u>任用期間を満了した再雇用非常勤職員の任用期間を更新することができる。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>(任用の更新)</p> <p>第5条 教育長は、任用期間内の勤務成績が良好である非常勤職員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）又は職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）の適用を受ける職員で、定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者にあつては、<u>満65歳に達した日以降における最初の3月31日を超えて更新することはできない。</u></p> <p>3 教育長が特に必要であると認めるときは、<u>前2項の規定にかかわらず任用期間を満了した非常勤職員を再度任用することができる。</u></p> <p>(以下 略)</p>